

特許（登録）料・手数料・登録免許税・印紙税納付案内書（領収証）

1. 納付する前に、必ず出願番号、登録料、合計金額等が正しいかをもう一度確認してください。
2. 免除又は減免対象者、請求項縮小、商品類縮小などにより、正常特許（登録）料に変動のある顧客は、必ず特許庁にご確認の上、特許（登録）料を納入してください。
3. 料金の種類
 - イ. 特許料・登録料
 - ロ. 手数料：①出願料②審査請求料③審判請求料④国際出願手数料⑤補正料⑥特許権等の権利移転登録料⑦その他手数料
 - ハ. 登録免許税及び地方教育税[特許権等の権利移転及び商標権の設定及び更新登録に限る・商標権設定 9,120 ウォン（登録免許税：7,600 ウォン、地方教育税：1,520 ウォン）、相続による権利移転 14,400 ウォン（登録免許税：12,000 ウォン、地方教育税：2,400 ウォン）、相続以外の原因による権利移転 21,600 ウォン（登録免許税：18,000 ウォン、地方教育税：3,600 ウォン）]
 - ニ. 印紙税：「印紙税法」に基づく印紙税額
4. この告知書を毀損又は紛失した場合は、特許庁本庁又は特許庁ソウル事務所に問い合わせの上、再発行してください。
5. 料金は、最寄りの銀行に納付してください。
6. その他の問い合わせは、特許庁特許顧客相談センター（電話 1544-8080）までお問い合わせください。
※免除又は減免は、発明者と出願人、登録権利者が同じである場合に限ります。

※納付金額が「W0 ウォン」の場合は、銀行に提出せず、必ず「特許権等の登録令施行規則」別紙第 25 号書式に基づく納付書を作成の上、特許庁 On-Line（特許路）、又は書面（郵便、直接訪問）で提出しなければなりません。

納入告知書及び領収証（納付者用）

税入徴収官署	特許庁
口座番号	127996-6
納付者番号	0131- - - - -
出願・登録・審判番号	- - -
特許（登録）料及び手数料	ウォン
登録免許税	ウォン
地方教育税	ウォン
印紙税	ウォン
合計金額	ウォン
正常納付期日	
※金額記載の前の欄にWを表記後、金額を記載する	
納付者氏名	
住 所	

上記の金額を領収しました。

免除/減免事由



韓国銀行取扱店 領 収 印

徴収決定前納入納付書（収納銀行用又は韓国銀行用）

税入徴収官署	特許庁
口座番号	127996-6
納付者番号	0131- - - - -
出願・登録・審判番号	- - -
特許（登録）料及び手数料	ウォン
登録免許税	ウォン
地方教育税	ウォン
印紙税	ウォン
合計金額	ウォン
正常納付期日	
※金額記載前欄にW表記後金額を記載する	

上記のとおり収納を依頼しますので領収をお願いします。



韓国銀行取扱店 領 収 印

※収納機関では、太い線内の内容を必ず電算入力してください。